

第五章 庶民の生活

第一節 苦しい生活

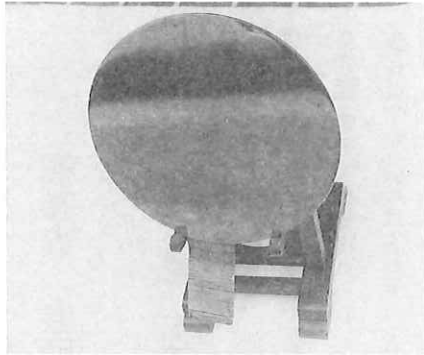
厳しい身分
制度と制限
江戸時代は、武士の封建支配を維持するため、武士を頂点とする身分を作り、武力をはじめあらゆる特権を専有した。武士以外の身分は、職業別に農工商に分けられ、いわゆる「士農工商」

の身分制度が確立した。

農民は、しばしばふれているように、武士の経済的基盤を支えるものとして、士（武士）の次に位したが、年貢の上納など、一番厳しい身分的制限をうけた。そして、工（職人）・商（商人）の町人とともに、衣食住など日常生活全般にわたる強固な身分的束縛をうけた。そこでこうした、農民支配を徹底させるため、「法度」・「触書」・「廻状」を極めて頻繁に微細にわたって発布した（制札・高札場と、庄屋を経由しての文書・口頭がある）。どこの大庄屋・庄屋文書の中にも、こうしたものの「写し」が多量に発見されることでも、当時の領主権力の機能と、農民生活の一端が知れよう。

そこで、こうした「法度」を少しく紹介しよう。

百姓之儀者、髪等も藁を以つかね候事、身分之程を忘れ、不相応之品着用致し候ものも有レ之（中略）、雨具ハ蓑笠而巳^{のみ}を用ひ候事。



写105 柄鏡 (竹野・永田忠也蔵)

美麗之家作一切可レ為ニ無用、衣類前々より御法度之通、紫・紅・梅染之類不レ可レ用、庄屋ハ絹袖、小百姓ハ布木綿之外不レ可レ着之事、附リ食物之儀不断雜穀を用。

「御廻状写し」(「御用書留帳」天保十三年正月、須野谷・富森担ニ蔵、現住・豊岡市)

「伯州村々、法度五」(元禄九年十月、須人組帳、椒中村) (椒・富森一雄蔵)

一、着類木綿服之事

一、婦人髪飾幼稚ニ至迄切れ類・櫛無用之事。

一、黒塗下駄・蛇目傘無用之事。

一、鼻緒者革鼻緒以下之事

一、吉凶音物五十銅其以下省略取遣之事

「儉約令」(天保八年七月、「出石町史」第三卷・資料編I)

一、村一同ニ休致候儀、耕作火急之節ハ、無ニ休日ニ相勤可レ申候

(中略)、尤一ヶ月三日ニ限り可レ申御事。

「被仰出御」(安永八年六月、「出石藩御殿書」請書控) (請書控、阿金谷・増田耕一郎蔵)

以上のように、農民は雑穀を食べ、藁で髪を結べという。また、重き役人や侍に対し下座げざをしなかつたり、無作法であつたということを押し込めたりもした(自宅謹慎、「分類出石藩御用部屋日記」出石町)。そして、天保二年(一八三一)五月には、百姓町人の葬式は、集僧十僧以内、墓碑は台石と

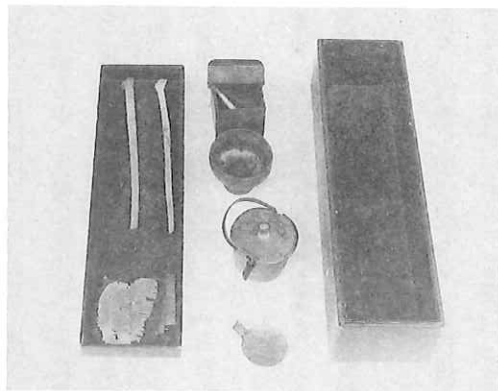
も四尺以内、戒名、院号・居士号はつけてはならない（『同上』）。さらに、天保十四年（一八四三）六月には、町家・農家とも不相応な家造りは取り壊す旨の触れが出た（『同上』）。

衣食住を含め、人々の生活全般にわたり、極端な儉約を強い、上は頭から下は足まで、また、誕生の祝いから死亡の葬式に至る一生にわたって、いや死後の墓碑にまで締めつけたのである（写105 106）。

このように、「懦弱よからぬ事を見習、自然耕作等も怠り候」とし、これからは「懦弱之風儀相改メ、耕作を専一ニ心遂可レ申候」（『御廻状写し』『御用書留帳』天保十三年正月、須野谷・富森担二藏、現住・豊岡市）と、為政者たる武士の保持だけを考えている。まさに、人間として耐えることのできぬほどの苛酷な制限を庶民に強いたのであった。

宗門改と種々 江戸時代、キリスト教は厳しく禁じられた。幕府は、鳥原の乱後、寛永十七年（一六四〇）に宗門改役を置き、住民の宗旨を調べ、キリスト教徒を摘発するために、寺請・宗門人別帳（宗門改帳・宗旨人別帳・宗門改人別帳）を作成した。一般的には、寛文（一六六一〜七二）ごろからはじまった。

記載方法は、時期・地方によってことなるが、戸主以下の家族・奉公人・同居者などの名と年齢、そして所屬寺院は必ず書かれた。他に、所有高や婚姻・雇用の年月日も記したのもある。このように、これらの各戸の人物が自分の寺の檀家であり、キリスト教の信者でないことを檀那寺が証明していたので、「檀家制度」を作る



写106 お歯黒道具（椒・富森一雄蔵）



写107 『宗門御改帳』
(安永3年3月、椒・富森一雄蔵)

素地となり、また「戸籍台帳」としての役割も果たした。これは、村役人が保管し、原則として毎年作成させたが、厳守されたかどうかは疑問である。ちなみに、椒の富森一雄家には、安永二・三・九、天明五、文化六・八・十一・十四、文政二年のそれぞれの『宗門御改帳』が保存されている(写107)。

出石藩では、だいたい三月に行なっており、藩の役人が出張して立ち会っているが、次第に形式化・儀礼化していったようである。後述の愁訴の箇所でもふれるが、

「宗門御改御奉行、御代官江御廻り被_レ成候節も、御馳走右同前ニ、百姓賄_ニ被_ニ仰付_一、迷惑仕候御事」(『乍恐謹奉言上仕御事』宝永七年六月、椒・富森一雄蔵)と、その役人の接待に多くの費用がかかり、迷惑している旨訴えている。

この『宗門人別帳』と関連して、江戸時代の住民が生活していくのに重要な証明書がいくつかある。『寺請証文』(宗門手形・寺手形)は、寺が檀家であることを証明するために発行した、一種の身分証明書の役割りを果たした。旅行・奉公人の雇い入れなどの時に用いられている(写108)。

竹野谷で一番多くみられるのが、『宗門送手形』(送手形・送一札)である。縁組・引越しなどで住居を移動する時、本人の続柄・移動理由を記し、キリスト教徒でないことを証明した送籍状である。前掲の『寺請証

文』を添えて、原居住地の庄屋から新居住地の庄屋に出された。

『往来手形』(関所手形)は、庶民が商用、寺社参詣などで旅行する時、諸国の番所・関所における通行許可証である。旅行許可と身分証明をかね、庄屋・檀那寺が発行した。

なお、犬公方と呼ばれた五代將軍綱吉の「生類憐みの令」に関し、飼犬改(登録届)の史料が存する。それによると、

但馬国気多郡椒村犬ぬ井毛附帳

- 一、黒毛男犬 一疋 持主床瀬村 治兵衛
- 一、まだら男犬 一疋 持主下村 助三郎
- 一、白毛男犬 一疋 持主銅山村 彦右衛門

メ 三疋

右者、当村所持仕候犬ぬ井毛附帳面之通り相違無二御座一候、

向後増犬出来之節、又ハ病死仕候ハバ、早速御注進可ニ申上一候、尤常々被ニ仰渡一候通り、犬之義随分大切ニ仕、飢不レ申様ニ犬主共エ無二懈怠一可ニ申付一候、勿論捨犬堅仕間敷候。自然捨犬御座候ハバ、委細吟味仕、御注進可ニ申上一候。此以後、犬廉相租田に仕候者御座候ハバ、当人之義ハ不レ及ニ申上一、拙者共迄如何様之曲事ニモ可レ被ニ仰付一候、為レ其、奥書仕、差上申候、以上。

元禄九年子十月



写108 『宗旨送手形之事』
(文政13年3月、竹野・興長寺蔵)

生野御奉行所

椒	下村	庄屋
椒	中村	庄屋
椒	床瀬村	庄屋
椒	銅山村	庄屋
		年寄

(椒・富森
一雄蔵)

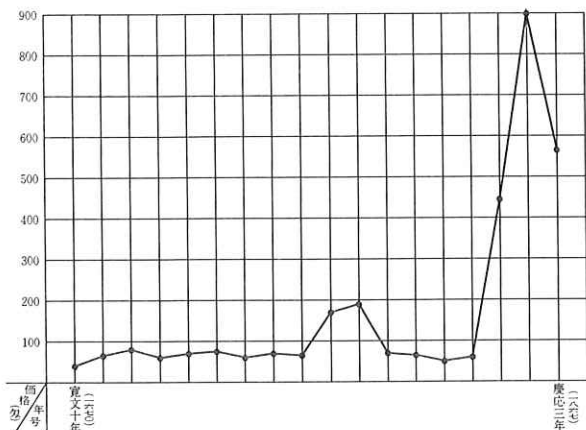
としてゐるように、この法令の徹底した浸透ぶりがみられる。そしてついには、「生類ニ疵付、或、損さし候者、仕置之事」(同上・富森一雄蔵)とし、反逆罪や放火罪とともに重罪とされ、その異常な悪政は、庶民の大きな不満をかつたという。またこれについては、竹野浜の『御改犬之覚』(元禄十年十二月、照提供・落合良)によると、三九匹の犬がいたことが知れる。

物価の 嘉永三年(一八五〇)十二月、一〇カ村の人々が、大庄屋細田平四郎へ次のような願書(『奉願移り変わり 上口上覚』轟・細田昌蔵)を出している。

今般米穀高直ニ付、下百姓必至之難洪越年も難レ成、既ニ極頭ニ相立候仁も出来候誤合候故、無レ扨直段下ケ之処、双方熟談之上願出し候間、何卒下百姓之格段御極と被ニ思召、直段下ケ之幾重ニも奉ニ願上一候、且又明年ハ 御上様御直段ニ夫銀諸役相納候而之直段ニ相立候様、下百姓一統伏而奉ニ願上一候、右願之通り相願候可ニ難レ有仕合奉ニレ存候、以上。

嘉永三年戊ノ極月 願主 拾ケ村

表34 竹野谷の史料からみた米価の移り変わり(1石当り)



細田平四郎様

嘉永三年は、「九月三日、大洪水ニ而国々処々大半破損セざるハなし、豊岡筋別シテ甚しく、家を流溺死多し、
 近代之大変なり」(『羅処之道記 大洪水』(教 竹野・鷹野神社蔵))とし、今年は都合三度の洪水であったとしてい
 る。藩でも、「九月二

十一日、五穀は勿論野菜物類一切他領へ売り出し禁止」(『分類出石藩御用 出石町』(部 屋日記))の布令を出している。そして次節でも

ふれるが、十月には越前国から竹野浜用の夫銀米一二〇〇俵を買
 入れている。

ちなみに、嘉永三年の銀納御建値、米一石銀一三四匁、大豆一石一二五匁であるが、前年の二年は、米一石銀一〇九匁、大豆一石銀八五匁、翌年の四年は、米一石銀一三一匁となつており(『同上』)、物価が三年に急上昇していることがわかる。

つまり、貨幣・産物は、時期・地方・流通量などにより相場が激しく変動した。それは、一般庶民にもろに影響を与えるので、「金相場百匁ニ相成候、此段御承知可レ有レ之候、此廻状早々順達留村可レ被ニ相返一候、以上」(二月十二日、田島蔵)と、各村々に廻状が回された。

このように、貨幣経済の浸透により、毎年物価・米価は変動し、貨幣価値も大きく変わり、諸物価もどんどん上昇してい

た(表34)。この間に、苦しい者は田畑の質入れ(入質)や手離し(売買い)を余儀なくされ、それは富める者の方へ集まっていき、多くの地主と小作の出現をうながして行くのである。

田畑永代売買
と寄制地主制

毎日をその日暮らしをしている庶民にとって、こうした不安定な経済変動の中で、年貢を皆済(完納)することは並たいていのことではなかった。皆済のためには、借銀をし家財を売り、奉公・出稼ぎ、そしてついには田畑山林などの入質・売買いということになった。また、娘の奉公や身売りという悲惨なはなしもあるくらい、年貢の上納は大変であった。

そして、年貢の未進は村役人の連帯責任となる。天保十五年(一八四四)四月の『借用銀証文之事』(轟・細田昌蔵)では、小前百姓たちが、十四年の年貢上納銀ができず、生野の掛屋又右衛門、甚九郎に銀三五貫一六三匁一分三厘を借用して上納している。これに、坊岡村・轟村・須野谷村・奥安木村の惣代庄屋が保証人となっている。

一般に、江戸時代は、寛永二十年(一六四三)の田畑永代売買禁止令が出されたごとく、田畑の売買いは禁止された。村の『五人組帳前書』・『御触書留』などの中にも記され、厳しく守るべきこととしていた。しかし実際は、田畑の質入れ、売買いは公然とされ、これらの証文が多く残されている。ちなみに、出石藩の次のようなお触れがある。

田畑山林等質入并譲地之儀、其度々申達承届候上、取計可_レ申旨兼テ申談置候処、申届ケ無_レ之取計候族も有_レ之哉ニ相聞、如何敷事ニ候、以御違無_レ之様触下、村々不_レ洩様急度可_二申談_一旨早々可_レ被_二申談_一候、以上。

九月廿七日

(「御公用日記」天保四年十月五日、森・細田昌蔵)

一応建て前としては、禁止であったが、届け出れば自由に質入れ・売買いができたことがわかる。

さて、これには原則として村役人が、奥書・裏書きをし、奥印帳おくいんちやうという村役人の帳簿に控えて、保管して

おかねばならなかった。中村の正徳五年(一七一五)より享保九年(一七二四)までの二〇年間の『控』(椒・

富森一雄蔵)がある。

正徳五年	土地ノ売渡	七件
〃	〃 質入	六件(頼母子一件)
享保一年	〃 売渡	一件
〃	〃 質物	三件
〃 二年	〃 売渡	一件
〃	〃 質物	一件
〃 三年	なし	
〃 四年	土地ノ売渡	一件
〃 五年	〃 質物	四件
〃 六年	〃 売渡	六件
〃	〃 質物	四件

西ノ十二月廿一日

五郎左衛門[㊦]

与三右衛門[㊦]

庄屋 五郎太夫[㊦]

中村 五郎兵衛殿

(椒・富森
一雄蔵)

椒地区の富森一雄氏の研究史料の提供(「土地売買」^{〔椒村の歩み〕}「近世に於ける」^{〔庄屋の文書〕})によると、寛文・延宝・天和年間の一二点余の売買証文は、一人の有力者に集中しているという。つまり、前述のように土地が激しく移動し、細分割され、限られた有力富農に集積され、地主制と多くの小作人を生み出すこととなるのである。

副業

安永二年(一七七三)六月の「乍恐奉差上返答書之覚」(声谷・安谷清蔵)に、竹野谷の一村を、

御田地不足之村方ニ而刈畑作等仕、其上男女共日々湯嶋エ通イ、柴薪等売代成渡世ヲ送り申候。

と紹介している。このような状況は、竹野谷のいずれの村でも同様であったし、江戸時代の一般農民はとも農業だけでは生活していけなかったのである。

そこで、農閑期には副業として、男女ともいろいろな仕事をしてきた。各村の『指出帳』には、こうした副業を「男稼ぎ」、「女稼ぎ」として紹介している。関係各節でも紹介している箇所もあり、重複する所もあるが、一応全文を列記してみる。

○須野谷村(宝永三年七月)

女稼之事

当村二月よ十月迄山畑稼仕候、十月よ正月迄山畑物こなし少々布など仕候。

男稼之事

二月末よ耕作ニ掛り十月迄勤、冬春者年中遣一繩・俵・筵一并に年中之新等用意仕候。

○椒村（宝永三年七月）

女稼ハ、三月より八月迄山畑へ參、草手仕候、其間ニ布仕候、十一月より三月迄ハ紙仕候、其間ニ布仕候。
男稼、耕作之間ニ木・草取、かたハらすみ焼カセギ仕候、十一月より三月迄紙仕候、其外なわ・たわら仕候。

○金原村（宝永三年七月）

女稼、二月よ十月迄山畑稼、十月よ二月迄紙草など拵其外布少々仕候。

男稼、耕作之間ニハ木草ヲ取申候、尤家主ノ外ハ、十月よ二月迄出石豊岡へ様かうすふ百匁日用仕候。

○浜須井村（宝永三年七月）

女稼、夏之内ハ耕作之合力仕、冬ハ柴草・薪拵取申御事ニ御座候。

男稼、耕作仕柴草薪取、冬之内ハ方々江奉公ニ被レ出申候。

○須谷村（宝永三年七月）

女稼、布木綿少シ宛仕候。

男稼、耕作之外山カセギ拵仕候。

○轟村（宝永三年七月）

女稼、山かセき仕候。

男稼、耕作之間山かセき仕候。

○芦谷村（天保七年十一月）

女稼、山畑作稼。

男稼、耕作之間柴炭焼木挽仕候。

○切浜村（天保七年十一月）

農業之外男稼なし、冬分ハ若男女京都稼ニ参候。

とある。これを見ると、女稼ぎはだいたい、山畑の薪木・柴・草取り、そして布・紙の仕事が中心であったようである。また、男稼ぎは、山の薪木・柴・草取り、木挽・炭焼き、屋内での縄・俵・蓆などを編み、出石・豊岡へ楮ふみの出稼ぎや、京都や方々へ奉公に行つたとしている。但馬地方の出稼ぎ・奉公は、すでにこのころ存在したことがわかる。

この奉公に関して、すでに『日高町史』（上巻）も引用しているが、椒の富森一雄家に、宝永三年（一七〇六）九月の武家奉公人に関する史料（「御家中奉公人男（女給頼御定覽）」）が蔵されているので、参考のため全文紹介しておこう。

一、男、忝年居、中奉公人 六拾目（五）

上奉公人 八拾目（五）
（極限の意方）

髪月代さかやきいたし候者も右之内たるへし

一、勝手品道具持等ハ、主人之心次第たるへし。

一、江戸へ召連候得ハ、何茂式拾目（五）まし。

一、女、半年居、中奉公人 拾五匁

夏居、上奉公人 式拾匁

物縫、又ハ手に所作有之女も、右之内たるへし。

冬居、中奉公人 拾七匁

上奉公人 式拾三匁 （極限の意カ） 峠

一、初奉公人、亦ハ居懸り留候而、召仕候者ハ、主人之可レ為ニ相對一次第事。

戌九月朔日

山 論

表35に紹介するように、竹野谷の山論をみてみると、いずれも田畑の肥料や牛馬の飼料とする採草、薪木・刈畑（焼畑）・松林などをめぐる争いである。当然これに関して、入会山林の境界決定と入会権の有無の問題がからんでくる。お互いに、生活がかかり、村の将来にも影響するということから、利害と攻防相まって、山論が頻発するのである。

愁 訴

幕府が、徒党・逃散とともに嚴重に禁止していた百姓一揆の激化した強訴などは、竹野谷にはみられない。しかし、領主の苛政に対し、所定の手続きを踏んで、嘆き訴えるといふ訴願「しゅう愁訴」はいくつかみられる。つまり、強訴という積極的なものではないが、消極的ながら法に添った農民闘争ともいえよう。愁訴のいくつかを列記してみよう。

第一節 苦しい生活

表35 竹野谷の山論の発生と原因

発 生 年 月	関 係 村 名	紛 争 原 因	出 典
延宝7年 5月	(1679) 小丸村と轟村	小丸山などの薪木取りをめぐって、須谷代官へ訴える。	『乍恐言上仕候御事』(小丸・木瀬質蔵)
貞享5年 3月	(1688) 段村と椒村	山境争いがあり、生野奉行所へ訴える。	「生野領段村ヨリ之口上之覚」・「小出大隅守百姓之口上」(『生野史』第一卷・校補・鉉業編)
元禄4年 8月	(1691) 桑野本村と川南谷村	持山での刈畑作りについて争う。	『乍恐奉指上口上書之御事』(川南谷・井上隆夫蔵)
元禄14年 8月	(1701) 草飼村と切浜村	牛馬を山へ入れ、草芝を与えているが、稲作を荒す。	『覚』(竹野・福田敏雄蔵)
享保9年 12月	(1724) 段村と椒四カ村	山争いがあり、生野代官所へ訴える。	『乍恐奉願上候御事』(椒・富森一雄蔵)
享保9年 10月	(1724) 銅山村と椒三カ村	山争いが生じたが、山年貢・刈畑年貢・薪山などについて協定し和解する。	『一札之事』・『添一札之事』(椒・富森一雄蔵)
元文4年 2月	(1739) 川南谷村と桑野本村	持山での薪伐りについて争う。	『乍恐奉願上口上書之覚』(川南谷・井上隆夫蔵)
安永2年 6月	(1773) 須谷村と芦谷村	持山の柴木・草刈りについて争う。	『乍恐奉差上返答書之覚』(芦谷・安谷清蔵)
文化8年 5月	(1811) 和田村と草飼村	持山での薪・肥草・柴をめぐり領有権を争っていたが和解した。	『為取替一札之事』(和田区蔵)
文化13年 5月	(1816) 鬼神谷村と隣村	松木・刈畑をめぐって持山の境界を争う。	『乍恐奉願上口上之覚』(鬼神谷・立花邦彦蔵)
文政2年 8月	(1819) 切浜村と草飼村	今坂谷の松林・柴・薪・肥草・牛の飼草をめぐって争う。	『内済取曖状之覚』(竹野・福田敏雄蔵)
天保3年 10月 天保5年 8月	(1833) 小城村と森本村(坊岡村) (1835)	二連原村をも巻き込み、肥草・薪刈場をめぐって争ったが、解決をみた。	『細田平四郎忠平録』・『御公用日記』(森・細田昌蔵)
安政3年 11月	(1856) 門谷村と須野谷村	刈畑山の肥草刈取りをめぐって争ったが協定を結んだ。	『為取替済口一札之事』(門谷・和多田光蔵)
慶応2年 4月	(1866) 須谷村と草飼村	山林の木や草について争う。	『一札之事』(須谷区蔵)

(1) 『日高町史』(上巻)にも紹介しているが、椒の富森一雄家に、宝永七年(一七一〇)六月、気多郡惣百姓が、出石藩に対して愁訴した史料が残っている(「「乍恐謹而奉言上仕御事」」)。内容は、年貢・藩主・藩役人・村役人に対して、二一カ条にわたって苦情・要求を記している。

(2) 椒四カ村は、天明三年(一七八三)からの長雨による凶作に続き、同六年の秋には引き続き、八月と九月の二回の洪水や動物の被害にあっている。その上、先年の明和六年(一七六九)の二月には、中村が村中全焼した。こうした中でも、年貢ばかりは出石町の山家屋五郎兵衛に借金をして上納して、田畑まで渡してしまつた。もはや、限界がきて飢人も数人出ており、なんとか援助をしてほしいと願書を出している。そしてその中で、

是迄ハ葛根、どくためと申す草之根等ヲ掘り続居申候得共、是も去年来より取つくし候得バ、何共歎敷なげかわしく奉_二存上_一候、灰焼又ハ木廩等仕、豊岡・湯嶋ニ出シ来り御勘定ノ足シニ仕候。

(「「乍恐奉御願仕口上之覚」天明三年十一月、椒・富森一雄蔵)

と、草の根まで食べつくし、十数キロメートルの峠を越して、年貢の足しに薪などを売りにいっている。

(3) 天明四年(一七八四)二月、坊岡組村々の庄屋は、出石藩に愁訴している。近年不作と動物が田畑を荒す上に、昨年(三年)は大凶作となった。生活も年々苦しくなり、老人や子供・病人の中には餓死する者もでて、とても捨てておけず、「米二百石」を拝借したいと願ひ出ている(「「乍恐奉願上口上之覚」浜上誠蔵、「「香住町誌」」)。

(4) 享和二年(一八〇二)八月には、須谷村が出石藩から借銀をしていたが、春には村が焼失し、家も普請をしたいし、秋にはたびたびの風雨で大荒れとなった。稲も思わしくなく、少しく返済を待ってくれるよう訴願

している（『乍恐奉願上口上之覚』須谷区蔵）。

(5) また、文政四年（一八二二）九月、下竹野の八カ村惣代が、九三五石六斗八升二合の米が、南風と雨で倒れ、早刈りをしてしまい、上納が困難なようであるので見分を申し出ている（『乍恐奉願上口上之覚』「印控」文化十四年正月、松本・吉岡孝蔵）。

(6) 天保六年（一八三五）、有名な仙石騒動で、出石藩主は閉門を申し付けられ、石高を半分に減封された（上知）。翌七年三月前後から次々この件に関して、藩主手離れにならず出石藩領への残留を嘆願するため、須野谷村の庄屋五郎左衛門など、大庄屋・庄屋たちが江戸へ出府した（『細田平四郎忠平録』天保七年三月二十日、森・細田昌蔵、分類出石藩御用部屋日記、出石町）。

(7) 天保九年（一八三八）四月の『乍恐以書付奉申上候』（『森・細田昌蔵』）には、美含郡惣百姓共として、訴願の下書きがある。

この年の前後は、前述(6)のごとく、ちょうど仙石騒動のため上知となり、竹野谷は段村以外久美浜代官の支配下となった。また、天保の大飢饉にも遭った。そして、幕府では家斉が家慶に將軍職を譲り、代替わりの幕府の「諸国巡見使」（大名領）と「国々御領所巡見使」（天領）が相次いできている（第二章第六節参照）。

この訴願の内容は、美含郡は山が多く平地がすくない。村々は、山中の谷間の狭い土地にあり、日も薄く石混じりの土地で、不熟米が多く、よく虫がつく。大豆・麦、山畑に種々の雑穀を作り、木草の根なども掘って、一年の飯米の足しにしている。豊作の年でも、飯糧に不足するくらいで、他国より船で買い入れていた。その上、近年は凶作が続き、一昨年は前代未聞の凶作で、飢饉となり疫病が流行した。死人が多く出、絶家も増え、農業をする者が減り、差し障りがでているなど、切々と訴えている（第二節参照）。

(8) なお、万延元年（一八六〇）十一月には、竹野村と松本村が、凶作のため年貢の不納を願い出ている

(「宇恐奉願上候口上
之覚」森・細田昌蔵)。

長 寿 者

こうして、庶民にとっては、厳しい統制と、苦しい生活の毎日であった。しかし、為政者たる藩は、いっぽうでは次節でもふれるが、大きな災害には手をさしのべた。また、『分類出石藩御用部屋日記』(出石町)には、「家中難洪に付き御救い米」、「三夫婦相揃い年々御米」、「双子、三つ子出生に付き十歳迄年々御米」とあり、さらに「長寿者へ御米・御祝儀」と、現代の福祉・民生を思わせるような慈悲・保護を加えている。飴(譲歩)と鞭(弾圧)の両政策の現われであろう。

この中で、一つ老人の問題を取り上げてみよう。

藩では、時々大庄屋を通じて、「先般被_二仰出_一候八十八才以上之老人取調、来ル十九日迄_三此方エ可_レ被_二申達_一候、此廻状早々順達留村_ノ可_レ被_二相返_一候、以上」(「廻状」森・細田昌蔵)と、各村々の庄屋へ廻状を出して、老人取り調べを行なっている。各村では、これに対して『老人書上帳』を提出している。竹野谷でも、椒に天明元年(一七八一)と文化十二年(一八一五)の『老人書上帳』(「椒」福森)が残っている。天明では、八十歳以上は九人(男性六人、女性三人)、文化では四人(男性一人、女性二人)となっている。なお、明治四年(一八七二)九月四日、「百歳に付き二人扶持(竹野村)」「一人扶持_二一日五合を標準に一年分、_三分類出石藩御用部屋日記_二出石町_一」とあり、恐らく生涯与えられたのであろう。

第二節 災害と救助

飢饉と義民 江戸時代の農業は、今日のように化学肥料や技術が未発達で、ほとんど人力と自然に頼るものであった。それゆえ、天候の異変と災害が起きると、なす術もなく、その波をもろにかぶった。

このように、長雨・旱魃・風・虫害・冷害などにより農作物が実らず、食物が欠乏することになる。これは、農民をはじめとして、当時の力の弱い一般庶民に多数の犠牲者を出した。

このような凶作・飢饉は前節でもふれたが、江戸時代大小三〇数回も起こり、特に享保(一七二六―三五)・天明(一七八一―八八)・天保(一八三〇―四三)年間のものは、三大飢饉として、全国的にもつとも悲惨をきわめた。

竹野谷については、こうしたまとまった詳細な史料は充分ではないが、『留』(須野谷・富森担二・現住・豊岡市)、『悉皆要用控』(竹野・永田忠也蔵)によると、天保八年(一八三七)三月から六月にかけて、竹野谷二十三カ村で、飢人・餓死人などが七九七人にのぼっている。天保七―九年(一八三六―三八)ごろの大飢饉を、切浜村大寧寺住職梅室が、

天保七年申ノ四、五月頃より雨天勝にて、朝風烈秋は九月頃まで好天気ナシ、五穀不_レ実飢饉となる、木の実草の根を以て飢を凌ぐ者多シ、青腫になり餓死する者夥シ、諸国信者粥を施す者又多シ、梅室曰。

(『切浜村地誌編纂』の写し
松本・大木本浅達提供)

と記している。また、鷹野神社宮司大浜貞教は、『難処之道記』(竹野・鷹野神社蔵)の天保八年(一八三七)七月二十日の条に、

此昨年おととしの大飢饉は、凡六百年來之事なりとぞ、死する者数しらす、日夜の無レ分、其骸薦こに包桶たづに入、何之断ことわりもなく寺院の庭に持込、或山野やまのに捨すて吊つらひ、供養等くやうとうも不レ及、寔まことに乱世らんせい之次第しだい。

と、まさに生き地獄の様子を伝えている。この時も、竹野上組は、年貢を前代未聞の大飢饉ではあるが、藩の督促もあり、村役人が厳しく催促して、すこしずつ納めさせている（「乍恐以書奉願上候覚」天保八年三月、留「須野谷・富森担」蔵、現住・豊岡市）。

こうして、凶作・飢饉による借金の返済に十数年を要して、その中からでも、年貢だけは納めるように努力している。借金が終わったと思つたら、また災害に襲われ借金をするという繰り返しであった。常に貧しい生活の中で、精一杯の労力と生産を求められ、災害の時は特に弱い子供や老人が一番の犠牲となった。さて、こうした飢饉に対して、藩でも当然いろいろ救助策・予防策の手を差し伸べている。

まず、救助策として、随時年貢の減免・夫食ふじき（農民の食料）米・夫食銀の貸与たいたよ、夫食給与（竹野浜では、嘉永三年の凶作で、越前国から夫食米を買い入れている。「嘉永三戊午十月郡中手当夫食越」前表冬買出金割合帳「港村誌」）穀物の払い下げ、救小屋の設置（天明三年十二月出石に建立）、米価調節、疫病の対応や、凶荒植物の奨励（「救飢松皮製法」留「須野谷・富森担」蔵、現住・豊岡市）、儉約の励行、飢人調査、他国への農産物の防止などを行なつた。

いっぽう、たびたびの凶作・飢饉のための備荒貯蓄として、粃かを蓄える困粃かひまという予防策も行なわれた。一般に社倉しゃそう・義倉ぎそう・常平倉じょうへいそうがあつたが、竹野谷の各村に存した郷蔵も、こうした性格を持っていた。安政二年（一八五五）、久美浜代官所の指示により、この困粃を貯蓄した林・森本・御又・河内・須野谷・大森・桑野本の各村は、その数量を報告している（「御用日記」須野谷・意「森担」蔵、現住・豊岡市）。また、同三年五月の凶作時には、「貯穀困増」のために、田の畦、荒地に雑穀など、食べられるものなら何でも植えるよう、村々に命令している（「同上」）。



写109 伊垣大明神 (竹野・鷹野神社境内)

なお、こうした飢饉であるから、米から酒をつくる酒造は、当然三分の二とか、三分の一、あるいは全面的な禁止となった。(『御公用日記』天保四年九月、天保五年七月、森・細田昌成。)

以上、いままで述べてきたことをみると、どれほどの効果があったか疑問で、結局庶民の頼る道は、村民同志の相互救済しかなかったのである。

こうした中で、竹野浜から一人の義民が現われた。伊垣信高(「行阿西念信士、伊賀谷甚四郎」竹野・『興長寺過去帳』天保九年五月十六日)という者が、天保の大飢饉で、不穏な世相となっており、但馬海岸にも海賊が出没し、苦しんでいる竹野浜の住民から金品・食糧を強奪した。こうした時に、信高は負傷しながらも賊と争ったが、南瓜の蔓つるに足を取られ殺されてしまった。住民は、この行為を称たえ、鷹野神社境内に「伊垣大明神」の

供養碑を建立してまつた(写109)。以後、命日には南瓜を食べず、今日まで飢饉の神として崇めている。

また、別説として、天保の飢饉で多くの餓死者が出ているのを見て、井垣信高は年貢米倉庫を破り、住民に分け与えた。これが役人に知れ、斬罪となり住民は義民信高を、「井垣大明神」としてまつたとするものである

(『竹野郷外史』(一)『井垣大明神供養碑銘』)

こうして、当時の為政者に抵抗した義民は、文字として残ったり、おおっぴらに表に出ることはすくなかった

が、庶民の間に大切に今日まで語り継がれてきている。第二章第二節の、「藩の民政」でふれた、松本村の彦左衛門の義拳と同様、義民伝承にはいろいろ矛盾するところもあり、いま一つ史実かどうか疑問点もある。しかし、命をかけて村を守った先祖の底力（モチカ）を、教訓と願望をもって伝承してきたとしなければならぬ。そこに、歴史を動かす主体である庶民の力強い意識がうかがえるのである。

火 災

竹野谷の火災の発生を記してみると、天正十二年（一五八四）から慶応二年（一八六六）の間十年（一八三九）のわずか二〇年の間に、一四回と集中している。

この中で、『分類出石藩御用部屋日記』（出石町）に、文政六年（一八二三）五月三日、「竹野村今暁出火およそ二百七十軒焼失（十日にも記載あり）」、天保六年（一八三五）閏七月十一日、「竹野浜村当月三日大火事（類焼二百七十五軒へお米二斗ずつ）」、慶応二年（一八六六）二月二十七日、「竹野村大火、家数二百五十九軒焼失」と書き記している。この他に、万治三年（一六六〇）竹野浜村が全焼したが（『鷹野神社』由緒記）、鷹野神社境内末社山神社だけが焼失をまぬがれ、防火神としての信仰があるという。天明五年（一七八五）五月、竹野浜村三〇〇余戸焼失（『難免之遺記』大浜貞、教、竹野、鷹野神社蔵）、天保十年（一八三九）七月、竹野村二六五軒焼失（『細田平四郎忠平』録、森・細田昌蔵）と、大火が竹野村で発生している。

万治三年（一六六〇）から幕末の慶応二年（一八六六）まで、六回の大火があった。天災か人災か問題のあるところであるが、あまり以前の教訓が生かされていないように思われる。消火・防火に関しての史料が不足して、詳細な内容がつかめなく残念である。ただ、狭い浜辺に茅葺屋根と木造の民家が密集し、その上文

政六年（一八二三）五月二日の竹野村の火災は、「村内者不_レ及_レ申_ニ、近々隣村馳付相防候得共、海風嚴敷防兼暫時之間_ニ、家数_三百六拾_三軒焼失仕候」（『焼失書上帳ノ写上』書・竹野・福田敏雄蔵）とあるように、海岸特有の強い浜風が大きな原因の一つであった。

またこの時、第二章第二節の「藩の民政」の年貢収納の項でふれたように、年貢米などを収納しておく郷蔵を、「御上様御土蔵之義」であるから、いろいろできるだけの手をつくしたが、米一〇俵とともに焼失している（『乍恐御達奉申上』口上之覚同前）。

このようにして、多くの焼け出された人々はどうしたのであろうか。時期場所は異なるが、明和六年（一七六九）二月、中村では村中全焼となった。「村方焼失後、漸村中小屋かけ仕居申候処、同年大雪ふり、小屋かけを不_レ残押し潰し申候」（『乍恐奉願上口上之覚』抄・根・富森一雄蔵）とし、これに続く凶作・動物による被害など、その様相は胸打つものがある。

藩でも、充分かどうかかわからないが、いろいろ救助の手をさしのべている。文政六年（一八二三）の竹野村の火災では、五月十一日に御救米二斗を類焼の二六二軒へ、同じく二斗を村内極難渋人八人へ与えられている。そして八月九日にも、銀札を与えている（『焼失書上帳ノ写上』書・竹野・福田敏雄蔵）。また、天保三年（一八三二）二月二十二日、門谷村の六軒が焼失した。一軒あたり五〇匁、計三〇〇目を農道具拵料（こしらえ）として、無利息で五カ年払いとして貸与している（『御公用品記』書・細田昌蔵）。さらに、同天保三年十月十五日夜、轟村で二八軒が焼失したが、その時米も焼失したので、二〇石を十カ年払いで貸している（『同上』天保三。年間十一月二日）。

水 害

細長く奥行きの高い竹野谷の中央に、竹野川が流れている。昔の川は、川幅も狭く、すこしの雨でもすぐに決壊し、田畑に大きな損害を与えた。加えて、但馬は多雨の地で、文書には毎年のように、水害・洪水・大洪水・大水・大風・大雷雨とでており、庶民の苦しい生活がうかがわれる。また浜では、高浪・浪害・大波と、日本海の厳しい被害を伝えている。天正十一年（一五八三）から嘉永三年（一八五〇）の間に、三三回こうした水害記録が把握できる。しかし、見落としの史料を含めると、実際の数は大幅に上回ることは当然である。この中で、特に「前代未聞」と記されているものを二件ほど紹介してみよう。

天保元年
文政十三年（一八三〇）、「八月朔日昼夜風雨強、洪水山抜、前代未聞也、阿金谷村ニテ潰家四件死人四人」

（細田平四郎忠平
録・森・細田昌藏）がでたことを記している。また、『日記年代記』（元禄年中より以来、林村・有末
兵助旧蔵、京都市・壬生孝亮蔵）の享保十四年（一七二二

九）に、「七月十四日夜大風十五日大水（中略）、九月十四日前代未聞の大水（中略）、稻皆流す（中略）。流稻式千三百廿七束」とある。そして、「出石殿様、仙石信濃守様、美含郡見分御奉行芦沢仁兵衛」と、藩主みずから見分したほど、この時の被害は大きかったのであろう。

須野谷村の同年九月十四日の『洪水ニ付地損書上帳』（須野谷・富森担二
蔵・現住・豊岡市）には、永荒（えいあれ災害のため、荒地となり耕作不能となった土地）、永川成（かわなせ洪水により荒地となり、耕作不能となった田畑で、年貢は免除された）、当荒（あわ災害のため、田畑が一時的に荒れたもので、永荒のように恒久的な荒地でなく、一年限りで年貢が免除された）、砂入になった田畑の地損が記入されており、当時の惨状がわかる。

このように、水害が出ると、村からの報告により、その被害状況と復旧対策のため、藩役人が見分にくることになっていった。

正徳四年（一七一四）、椒四力村は水害にあつたが、なかなか見分役人が来なく、復旧見込みもない現状であつた。そこで、せっぱ詰まって、「右之通、永荒仕候故、御年貢可_二申付_一 処無_二御座_一候_二付、不納可_レ仕候間、御断奉_二申上_一候」（『宇恐奉願上口上之
寛_二椒_一・富森_二雄蔵_一』）と、年貢の上納を断っている。さらに、文政三年（一八二〇）十二月、田久日村では十月と十一月の大風高浪で、波除けの船置場が大損し、船の上げ下げが不可能となり、漁業ができなくなった。そこで、修復工事のため五四七人の人足を藩に要求している（『福田八郎右衛門文
書_二竹野_一・福田敏雄蔵_一』）。

しかし、第二章第三節「藩の財政」でふれたように、藩の赤字財政は慢性化し、常に台所は火の車であつた。藩主みずから率先して儉約をし、藩士・領民へ、奢侈禁止・質素儉約をしきりに申しつけている時期でもあつた。文政十二年（一八二九）八月十二日には、「洪水被災の復旧、村方に於いてできるだけ自力復旧」するようにお達しを出している（『分類出石藩御用
部屋日記_二出石町_一』）。なお、寛永十二年（一六三五）竹野川の院ノ森以北の川筋を、東方の山麓に移す工事が、須谷奉行所代官熊田角左衛門によつてなされた。これにより、水害が減り、村民の多くが助かり、今に至るまでその徳が伝えられているという（『校補但
馬考_一』）。

雪 害

この他、日本海側の宿命ともいえようか、冬には雪におおわれ、毎年ではないにしろ雪の多い雪 害 地帯である。『日記年代記』（元禄年中より以来、林村・有末
兵助旧蔵、京都市・壬生孝亮蔵）をみると、大雪の記述も多い。そして、大雪の年は動物も餌を求めて里におりてくるのであろうか、鹿が多く捕えられたとある。こうした大雪に関する史料が無く、村中がどのような生活をし、雪と戦っていたか判明しない。しかし、毎年の経験の積み重ねから、いろいろな知恵を出し合つて助け合いながら冬を越したことであろう。

地震・ 享保十二年（二七二七）正月二十三日夜中ごろ、大地震があったと記している（『同前』）。また、その他『難処之道記』（大浜貞教・竹野・鷹野神社蔵）には、大風（弘化三年七月十八日条、嘉永七年十一月十六日条）、早魃（嘉永六年五月二十四日条）を記している。さらに、山に囲まれた竹野谷では、山崩れもあったし、虫・動物の被害も多かった。

第三節 民間医療

流行病

前節の自然の災害は、貧しく弱い庶民にさらに追い打ちをかけた。そして、こうした災害により凶作となり、人々は栄養失調となり、抵抗力も衰え、疫病は決まったようにこの時期に流行した。医療水準が低く、医学の進歩していないこの時代の庶民は、前節のようになす術も無く、流行病にかかり、餓死を待つばかりであった。まさに、その悲惨さは目をおおうばかりである。

この表36は、史料に出る竹野谷に関しての流行病の発生状況である。当然限られた史料にみられるもので、この他にも多く存在したものと思われる。当時の流行病として、疫病・麻疹・疱瘡（天然痘）・コレラ病などがあり、この表では、疱瘡・疫病が多くみられる。

轟地区の細田昌家蔵の『細田平四郎忠平録』によると、天保十一年（一八四〇）正月から二月にかけて、孫二人が軽症の疱瘡にかかった。しかし、無事全快したので、三月三日氷上郡春日町黒井の疱瘡除けの守護神である兵主神社に、疱瘡湯引祝（全快祝）として、お礼参りにいっている。

また、あとの竹野谷の医師の項でもふれるが、切浜地区の福田喜一郎家には、京都御所の医師を勤めた藤原

第三節 民間医療

表36 竹野谷の流行病発生状況

年 号	流行病内容記事	出 典
正徳3年 (1713)	「疱瘡はやる」	『日記年代記』(元禄年中より以来、林村・有末兵助旧蔵、京都市・壬生孝亮蔵)
享保9年 (1724)	「六月大痢病はやる、九月迄二年より子供多く死す」	『同上』
享保11年 (1726)	「四月七日江州三井寺へ疱瘡よけの守りを村中より頂に参る」	『同上』
享保15年 (1730)	「三月より疱瘡はやる、大小子供村中ニ、百余人前のほうそうより十八年」	『同上』
寛延3年 (1750)	「十二月、疫病にて人多く死ス病人死人鹿狩ニひまなし」	『同上』
宝暦11年 (1761)	「二月疱瘡はやる」	『同上』
寛政10年 (1798)	疫病流行時の耕作植付を阿金谷村庄屋惣右衛門・惣百姓等が援助し賞賜	『孝行奇特成者褒美申渡書』(寛政年代、竹野・永田忠也蔵)
天保8年 (1837)	六月疫病流行する	『留』(天保八年、須野谷・富森担二蔵、現住・豊岡市)
同 上	「五・六月頃ヨリ疫病傷寒流行諸国悪食青腫者死亡夥シ、梅室曰」	『切浜村地誌』(松本・大木本浅造提供)

信房を出しているが、最近まで家伝のリュウマチの妙薬を伝えていた。これは、昔遍路をしばらく泊めたお礼の代わりに、秘伝薬として残していったという。そのうち、これが大変効能があるとして、遠方からも求めにきたという。

江戸時代の一般の病気の治療法は、漢方療法であったであろうが、効果があるといわれることには、民間療法・祈禱・呪まじないなど何でも試した。この点で、後述の数人の医師を出した椒地区の富森家に、呪術祈禱の民間療法の秘事秘伝書が、数冊蔵されていることは大変興味深い。

藩の医療 藩も当然、こうした状況
対 策 に手をこまねいているの
ではなく、いろいろ対策を講じている。
『分類出石藩御用部屋日記』の触れ・達

し・規則には、「時疫流行につき、薬法方大目付より相触れ」（天保八年（一八三七）四月二十九日）、「疱瘡予防に種痘奨励の触れ」（安政二年（一八五五）十二月二十四日）、「諸国、難病流行につき浮説触れ申すを禁止」（安政五年（一八五八）九月二十七日）、「種痘の奨励につき、再度御触れ」（同年十二月八日）、「種痘につき、極貧の者は賄い料、公費負担の旨触れ」（同年十二月十一日）、「麻疹流行につき臍へそに龍腦（一匁）当てる様達し」（文久二年（一八六二）七月十四日）などの手を打っている。

また幕府は、享保六年（一七二二）凶作ののち、諸国に時疫病（伝染病）が流行した時、薬法を配布した。これを、天保八年（一八三七）四月各村に廻状している。つまり、

- 一、時疫ニハ、大ツブナル黒大豆ヲヨクイリテ、壹合甘草壹匁水ニテセンジ出シ、時々吞テヨシ。
- 一、時疫ニ者、茗荷ノ根ヲ葉共ニツキクダキ、汁ヲ取り多ク飯テヨシ。
- 一、一切ノ食物ノ毒ニアタリクルシムニハ、煎タル塩ヲナメ、又ハヌルキ湯ニカキテ飲テヨシ。

〔留〕須野谷・富森担
〔二藏〕現住・豊岡市

など、十一カ条を記している。この年は、表37のように、竹野谷でも疫病人・疫病死人が出ている。

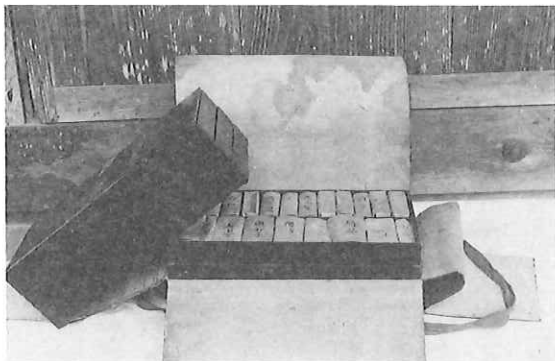
さらに、安政五年（一八五八）全国的にコレラ病がまんえんし、幕府は芳香散が治療によいとの薬法を配布し、各役所から布達させた

〔御用日記〕須野谷・富森担二藏 現住・豊岡市

表37 天保8年6月2日竹野谷疫病人・疫病死人

村名	疫病人	疫病死人
坊岡村	1	1
河内村	5	
門谷村	3	
須野谷村	5	2
大森村	2	1
小城村	5	
計	21	4

〔留〕（須野谷・富森担二藏、現住・豊岡市）



写110 漢方薬と薬筒（轟・細田昌蔵）

しかし、これらはどれほどの利きめがあったのであろうか。さほどの効果はなかったようである。

竹野谷
の 医 師 鳥羽家の医師

須谷地区の鳥羽源太郎家の先祖は、因州鳥取池田家の浪人であったが、当地に土着し、代々「意休」と称して医師を業とした。明治三十年（一八九七）ごろまで医家で、最後の医者は玄意であった（『鳥羽家過去帳』須谷・鳥羽源太郎蔵、『安谷家伝記』（累代篇第三）、芦谷・安谷清蔵）。なお、医書も五冊ほど蔵している。

甚 澄

椒地区の富森一雄家蔵『庄屋年寄酒屋鍛冶医者牟人遊民之類改帳』（但州気多郡椒村、元禄九年子十月）に、「一、医者、甚澄と申者御座候」と、甚澄という医者がいたことが判明する。

細田敬豊

次の第六章第三節、「竹野谷の文化人と豪農の学問」でも紹介するように、細田敬豊は多芸・多才の文化人であったが、針術も学び、大庄屋でありながら施療もした。後年敬豊について、「君又医を善くす、当時医学未だ開けず、村民往々急病の為に斃る、君之を悲み医を学ぶ」（『細田大年君遺事』第十二号）としている。ちなみに同家には、医学書、「御目洗薬」・「痰喘散」・「和漢中風薬王」などのいろいろな調合所の版木刷り宣伝文、立派な薬筒（薬箱）の中に、数多くの高価な漢方薬が入って

伝来されている（写110）。

富森家の医師

椒地区の元庄屋であった富森一雄家の先祖に、三代続いて医師がいた。最初の医師を玄順といい、文化十四年（一八一七）一月二日八十二歳で没している。続いて、玄順の子を玄通といい、文政三年（一八二〇）五月二十五日若くして死亡した。そして、この玄通の子で目医者であった舜奥が、安政六年（一八五九）三月八日死去している（『富森家系図』、『過去帳』）。同家には、これを裏付ける医書も十数冊残されている。

玄令と栄碩

竹野の永田忠也家蔵『孝行奇特成者褒美申渡書』（寛政年代）に、寛政十二年（一八〇〇）二月、竹野村医師玄令（十九歳）、栄碩（六十四歳）の二人が賞賜されているので、この時期に徳の高い医師がいたことが知られる（第五節参照）。なお、文化十一年（一八一四）二月の「当戊宗門人高一紙之覚」（『願上書控』竹野・福田欽雄蔵）に、「医者二人、目医者一人」と記されており、これに符合するものであろう。

藤原信房

切浜地区、福田喜一郎家の先祖に、藤原信房という人がいた。文化三年（一八〇六）生まれで、京都御所に勤めた医師であったという。同家では、毎年お盆に



写111 藤原信房（切浜・福田喜一郎蔵）

床の間に、信房の肖像画を掛け拝するという(写山)。

第四節 年中行事

(1) 精神生活としての年中行事

精神生活 近世において、現竹野町域を生活の場とした人々は、幕府や領主などの支配権力によって、多
とは くの制限と、生活のすみずみにまで細かな規制が加えられていた。たとえば、衣食住と生産に

代表される経済生活がそれである。さらに村落社会における日常の交際と贈答、あるいは冠婚葬祭・講などの
社会生活においても、社会的慣習と制限があり、後者の場合、村内の秩序をまもる村規約が作られ、人々は社
会的組織の一員として拘束されていた(近世第五章第一節参照)。

しかし、こうした経済生活と社会生活のほかに、当時、竹野谷の各ムラの人々の生活には、農耕や漁業生産
と密接なかかわりをもって展開された、四季のいとなみがあったことを忘れるわけにはいかない。それは、一
般に精神生活といわれる暮らしの側面である。この精神生活は、信仰と行事および娯楽に集約される。すなわ
ち仏事・神事・俗信などをふくむ宗教生活と年中行事、あるいは仏教講、祭礼と芸能、口承文芸などであり、
いずれもが当域の人々の精神的基調をなしていたものと考えられる。

年中行事 そのうち年中行事は、農耕・漁業などの生産過程の区切り、あるいは四季の折り目ごとに繰り
の 特徴 返して行なわれる生活行為であり、伝承的行事(儀礼)である。そのため年中行事は、一般に

歳時・節句・節目・折り目などの用語が使用される。それは、日常性(「ケ」襲)に対する「ハレ」(晴)、す

なわち非日常性のことであり、人々は年中行事を通して非日常の生活をおくる。この「ハレ」（晴）の生活が近世の竹野谷地域に住む人々の精神生活であった。

ところで、毎年くり返される年中行事を、大別すると、当域の村落という地域社会において、寺院や村堂・鎮守などの宗教的「場」で行なわれる「ムラ全体」の行事と、各「イエ」ごとを単位とする行事に分けられる。このうち前者は、集団すなわちムラ共同体で行なわれる共同祭祀であり、後者の各「イエ」で行なわれる年中行事にくらべて、より古い伝統的な儀礼が多くふくまれている。そこでおもに寺院や村堂・鎮守などで行なわれた行事や儀礼の諸相を通して、当時の人々の宗教的意図がどこにあったのかを考えるのが本節の意図である。

(2) 年中行事の諸相 その一

年中行事 近世初期から中期において、現竹野町域の寺院や村堂・鎮守などで行なわれた年中行事を示すの分類 史料として、次の二点があげられる。一つは、享保十一年（一七二六）十一月、竹野村の真言

宗龍海寺・神通寺と同宗淨願寺（慈眼院）との間に起った年中寺院についての訴訟史料である『口上之覚』（仮題、龍海寺文書。いま一つは享保十三年（一七二八）九月に、先の龍海寺以下三カ寺の年中寺院の覚を記した『勤来候年中寺院之覚』（龍海寺文書）である。

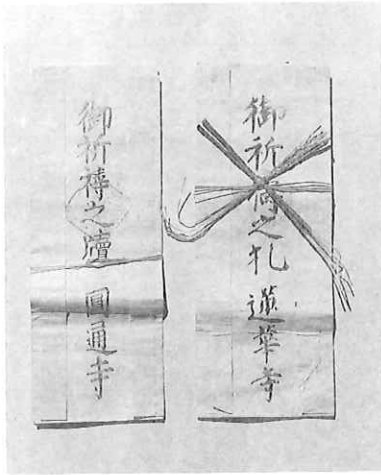
次の「表38」は、後者の『勤来候年中寺院之覚』を整理したものであるが、この「表38」から当時の年中行事の一、二の特徴を見いだすことができる。まず第一に、年中行事全体からみると、(一)真言宗寺院行事、(二)通仏教的行事、(三)神社祭礼、(四)民俗的仏教行事に分けられ、それらが混然として行なわれていたことをあげねばならない。すなわち(一)の行事としては、正月の仁王経読誦と毎月二十一日の御影供、十二月末の解除（ケド）

表38 年中行事関係一覽 享保十三年九月「動來候年中寺役之覺」(龍海寺文書)より作成

月	日	行事名	村名	寺名	行事内容
正月	8	仁王經 村中惣祭り 獵船中の浦祭り	竹野	神通寺・龍海寺	且中残らず無常祈願。 天満宮本地堂、惣祈禱、三カ寺勤む。 天満宮 ^② 祈禱、三カ寺祝詞・法樂(近年神通寺勤めず)。 村中自佗宗共入交、三カ寺勤來る(神通寺不問)。 三カ寺輪番二而勤む(神通寺不參)。
正月	2	涅槃會 月待・日待	〃	龍海寺・神通寺 ・淨願寺	三カ寺一所二勤來る(神通寺ハ去年も勤めず)。 (神通寺不參)。
七月	13	村中棚經 施餓鬼 天神祭礼	〃	淨願寺	三カ寺一所祝詞法樂勤む(神通寺は時刻を違へ社參)。 且中祈願。
九月	7	解除 師走の惣祈禱	〃	神通寺・龍海寺	
毎月	〃	御影供 月待・日待 獵船中の浦祭り	〃	〃	三カ寺并且中出合、順番に勤む(神通寺不參)。 正月同様三カ寺勤む。 正月同様三カ寺勤む。

と惣祈禱、(二)の行事は、二月の涅槃會、盆の村中棚經と施餓鬼會、(三)の行事は、龍海寺以下の三カ寺が別當寺として受持った神事と、正月八日の村中惣祭りの惣祈禱、師走の漁船中の浦祭り祈禱、(四)の行事は、正、五、九月の月待・日待などである。

たとえば(一)の御影供について、「毎月御影供、三ヶ寺并且中共出合順番三相勤候、但シ神通寺ハ去度々不レ參」とある。また(三)の神社祭礼の惣祈禱を記した一条にも、「正月八日村中浦祭り、惣祈禱於天満宮本地堂ニ、當



写112 御祈禱札



写113 施餓鬼会 (田久日)

村真言宗三ヶ寺出合相動候事」とみえている。しかし、いずれも詳しい行事内容と、龍海寺ほか二カ寺の真言宗僧侶が、これらの諸行事にどのような役割と機能をはたしていたのかは、不明である。

もつとも、これらの諸行事は、当時の竹野村の人々の精神生活に深いかかわりがあること、その中には、古い民俗的な宗教伝統に基づいた行事もみられる。さらには右の諸行事に、真言宗寺院が深く関与していたことである。その背景には、近世の真言宗寺院が葬祭儀礼を行なう性格とは別に、現世利益の治病招福を満たす「祈念旦那之寺」(享保十一年霜月「口上之覚」龍海寺文書)としての性格をもっていたことがあげられる。近世に「村の寺」として成立した龍海寺以下の諸寺院は、どちらかといえば「旦那少ク万端不如意之寺」(同右)であった。このことが「村の寺」としての滅罪寺とは別に、「祈禱寺」としての性格を強く表出し、右にふれた村落共同祭祀や各「イエ」

の年中行事と結んで、その機能をはたしていたのである。
 そこで次に、これらの年中行事を詳細に記した文化五年（一八〇八）改めの『年中行事簿』（神通寺の年中寺役を記した史料 龍海寺文書）と、天明二年（一七八二）の『年中行事』（金亀院文書）から、近世後期における当域の主要な行事をとりあげ、その性格や特色を述べてみよう。

(3) 年中行事の諸相 その(二)

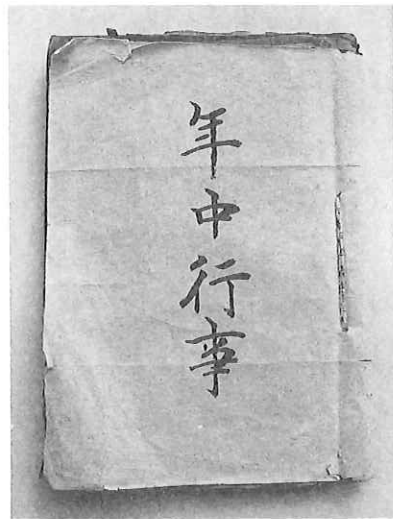
春の行事

右の二史料を整理した「表39」「表40」
 村オコナイ
 に示しているように、陰暦一月から三月の春の季節には、その年の除災招福と五穀豊穰・豊漁

を祈願する民俗的仏教行事が、各ムラの村堂・鎮守で行なわれる。まず一月に、村オコナイが松本・宇日・相谷・草飼・切浜の各村で、村祈禱が相谷村で、大般若経転読が竹野村でそれぞれ修されていた。

表39 文化五戊辰改『年中行事簿』（年中寺役）神通寺（竹野村）

月	日	行事名	村名	行事内容
1	1	若水迎え 氏神籠り 修正会のオコナイ 仁王経勤む	竹野 相谷 竹野	龍海寺 村中の子供 阿弥陀堂
5	3			



写114 『年中行事』（羽入・金亀院蔵）

		6	4	3	2			10	9	8	7															
		28	24	14	7	8	21	此月	8	初午	15	晦日	25	24	23	21	18	17	16	14	10	11				
		名越大明神祭礼	荆木山愛宕山祭礼	祇園会	祇園会祭礼	灌仏会	正御影供	宗判	五社明神祭礼	延年の祭り	涅槃会	彼岸会	伊勢講 解除	天神祭礼	愛宕山の法楽	三夜待	月神の齋	本地堂観音会式	太子堂祭礼	大般若経転読	年神送り	日待	村方惣日待	村祈禱	村方海道船頭日待	
		竹野	羽入	〃	〃	〃	〃	〃	竹野	相谷			〃	〃	〃	〃	竹野	〃	竹野	相谷	竹野	相谷	竹野	竹野		
		神通寺の大祭礼、本地観音堂 興楽」	大般若経転読、三力寺同道。	灯明をあげ法楽、「齋」。	大般若経転読、龍海寺・慈眼院も勤む。	三力寺巡番にて勤む。	両旦那共「齋」。	大般若経転読、五穀成就の祈禱。	賀島宮、三力寺勤む。	正月神通寺、七月龍海寺、十月慈眼院、講中へ「三帰」を授く。	三力寺共有、相谷村よりも登山。	五社山参詣、灯明を上げる。	三力寺同道、祝言(のつと)、正九月両月也。	小幣持参	三力寺年預にて勤む、講中間の「齋」寺より勤む。	氏神へ祝言捧ぐ、村方仁王経勤む、若者の日待有。	大般若経転読、火伏せの大札・小札用意、村役人・肝煎等へ赤飯出す。								賀島宮天神社本地堂、護摩修行一座、三力寺寺役。	三力寺勤む。

第四節 年中行事

表40		天明二年		『年中行事』金亀院(羽入村)	
月	日	行事名	村名	行事内容	
1	1	若水迎え 年礼に来る	羽入・阿金谷 ・松本 松本	本尊・本堂年頭、隣寺へ年礼。	
	2	ヲコナイ(修正会)		薬師堂、牛玉 <small>(ごおう)</small> 家並に書き、次修正法則、人名帳・仏供帳読む、 牛玉加持。	
	3	年礼に来る	宇日	薬師堂、節季祈禱。	
	4	ヲコナイ	阿金谷	鏡ノ宮神前	
	7	此の頃日待	草飼		
	8	オコナイ	松本	薬師堂、氏神三宝荒神へ祝言 <small>(のつと)</small> 上る。	
	9	山の神祭	切濱 松本	子供へ幣二、三本と注連紙を切つて渡す。	
7	7	盆供	相谷	檀那内より黒米施入、寺より卵塔 <small>(檀徒)</small> へ灯明あげる。	
	12	施餓鬼		棚経	
	13	盆祭り	竹野	ダンゴ仏 <small>(ホトケ)</small> へ供える。	
	14	柵木山施餓鬼	羽入	三カ寺同道、村方より墓詣り、寺詣り。	
	15	惣棚経	竹野	三カ寺同道、「斎」、五カ村の庄屋拝見。	
	23	地藏祭		龍海寺、太子堂へ灯。	
	25	文珠菩薩法楽		当番へ行く。	
	27	天神社祭礼	竹野	賀島宮	
	28	五社山祭礼		賀島宮	
	29	二十三夜待		賀島宮	
	30	天神社祭礼		賀島宮、祝言 <small>(のつと)</small> 。	

5		4		3		2																									
28 晦日	18	17	10	28 晦日	28 晦日	21	7	3	此月	28 晦日	14 15	28 晦日	23	17	10																
ケド	二十三夜待	日待	日待	ケド	仏生会	愛宕祭礼	正御影供	新宮権現祭礼	当山観音鎮守	開山忌	宗判	恒例の護摩祈禱	ケド	氏神祭礼	涅槃会	彼岸会	初午	ケド	二十三夜待	日待	日待										
草飼・切濱・松本	草飼・切濱	宇日	切濱	松本	草飼・切濱	草飼・切濱	宇日・松本	羽入	田久日・切濱	草飼・切濱	宇日	草飼・切濱	切濱	草飼・切濱	草飼・切濱	宇日	切濱	松本・切濱	宇日	切濱	日待	日待									
日待札三十軒程持參。		寺内にて晚灯明、寺内菖蒲飾り。		日待札四十八枚持參。		境内裏山の愛宕祠に早朝灯明あげる、参詣者に読経。		松本村は寺にて勤める。		正御影供の大師講。		観音堂、火伏せ祈禱。		斎、浜寺方へ案内。		読経		三宝荒神、祝言(のつと)。		観音堂、両界院同道にて読経。		鬼の絵を遣わす。		本堂にて観音読経。		夜に入り護摩供一座、村中祈禱。		薬師堂、十七夜待兼勤む、昼より庄屋の仁王経勤む。		庄屋の仁王経勤む、晚方観音堂で勤む、12日・13日仁王経有。	

第四節 年中行事

9 今月		8		7		6	
8	7	28 晦日	18 15	晦日	28 晦日	17 18	24
氏神祭礼	新宮大権現祭礼 氏神祭礼 日待	ケド 氏神へ四季の祝言 (のつと) 勤む	愛宕祭礼 観音 当山鎮守八幡宮祭礼	彼岸会 幡・灯笼取り納め ケド	地蔵祭り 精霊送り 施餓鬼 精霊迎え	施餓鬼 観音参詣日 施餓鬼 精霊送り 施餓鬼 精霊迎え	施餓鬼棚・三界万霊 の布幡用意 施餓鬼棚・飯に立 てる箸の用意 観音参詣日
宇日	草飼	草飼・切濱 切濱	羽入	草飼・切濱 羽入	竹野浜 羽入 松本・阿金谷	羽入 松本・阿金谷	羽入
三宝荒神、幣一本切、祝言。	鏡ノ宮大明神、祝言(のつと)、幣を参詣人に取らす。	日天供・不動法・十一面法・光明真言、宗法見合、修法。	松本村は取りに来る。	松本村は寺にて用意、先方より取りに来る。 施餓鬼棚・三界万霊灯笼も同じ。	茶湯、団子供える。 両界院同道、地藏堂。 浄願寺(慈眼院)	金亀院・両界院同道、薬師堂。 大師堂、勤行、両界院同道。	当寺 羽入大蔵院(修験)・浜の真言三カ寺へ案内、大般若経転読、羽入・松本・阿金谷役人中そのほか集会、二十四日般若経前に浜方の寺へ赤飯・一菜出す。
						松本・宇日寺内共五十本程用意、一村へ二十本から二十五本見合。	

法則終ル前^(種)二人名帳・仏供帳読ミ申候、此帳面前ニアリ、但シ牛玉加持スベシ、次、幣一本ニテ小宮・三宝荒神へ祝言^{ソト}、錫杖・心経・宝号ニテ了、次薬師堂へモドリ、来年当番之子供相尋帳面ニ付ル也(後略)。

とみえている。これによると薬師を本尊とする村薬師堂において、金亀院住職はまず牛玉札を作り、次に諸神の降臨と加護を願う神名帳・仏供帳を読み上げる修正法則を行なう。この修正法則は他の村オコナイでも同様であり、一般に畿内村落で行なわれる修正会と変わらない。このとき牛玉加持が行なわれる。次に幣を持ち小宮・三宝荒神へ祝言し、終わると薬師堂にもどり、翌年の当番(頭屋)の子供を帳面に記載し、法則を授ける。その後住職が書いた牛玉札(牛玉宝印)が村人に授けられる。

この薬師オコナイ(松本・宇日・切浜)や阿弥陀オコナイ(相谷)は、いずれも年頭のムラ共同祈願であり、行事の中心は村人の「籠り」と牛玉加持にともなう牛玉札の授与にあった。それは新しい年を迎えて、村内の安全と五穀成就を共同祈願するため、頭人が潔斎して、オコナイ(悔過)の本尊である薬師如来や阿弥陀尊像に罪穢を懺悔し、薬師(阿弥陀)悔過法を行なうのである。そして、薬師(阿弥陀)の分霊である牛玉宝印をいただくのである。

このばあい、当域の村オコナイにみる特徴の一つは、僧侶が仏堂や鎮守に向向いて、村オコナイの導師として修正法則を勤めていたことにある。第二は、この村オコナイが仏堂や鎮守の行事であり、その本尊である薬師や阿弥陀尊像なども、庶民信仰の対象とするものであったことは注意される。

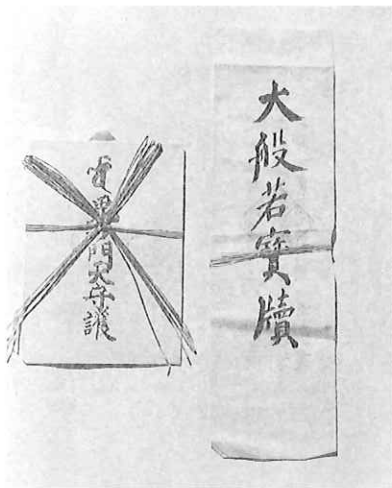
船頭日待
と村祈禱
また一月七日には、竹野村賀島宮で村方海道船頭日待が行なわれる。竹野浜などの三十石船に従事する船頭が、守護神とする五社大明神(現・五社神社)に「船中安全」を祈願する民俗的

仏教行事であった。神通寺住職が祈禱をしたあと、「(梵字) 奉修五社大明神本供船中安全祈所」と祈禱板に記していた(『年中行事』)。さらに翌八日に、相谷村の村祈禱が神通寺以下三カ寺の年預(年行事役)により、本地堂で行なわれたが、その行事内容は「護摩修行也」(三座)とあり、護摩の火でもって初春のムラ全体の攘災招福を目的とした行事であった。

このほか、先の船頭日待に関連して、一月十日の夜、切浜村の観音堂でも日待が行なわれる。村内の同信者が集まり、夜を徹する内容の講行事で、『年中行事』には本尊へお供し、次に観音経・心経・諸真言を誦誦、翌朝は初夜作法後、「日天ニ向ヒ拜」すると記している。このとき講員は「講中安全・五穀豊饒」を祈る。この民俗的仏教行事(講)は切浜村のばあい、正月のほか九月十日にも行なわれ、松本村は五日、宇日村は十七日に勤められていた(「表40」参照)。

五社山の大神 小正月明けの一月十六日には、五社山賀島宮
般若経転読 本地堂(観音堂)で、恒例の大般若経転読

が修される。この神社祭礼とは神通寺ほか二カ寺から、年預の院主と弟子六人が出仕し、大般若経六百卷の転読を行なう内容である。文化十一年(一八一四)五月の『年預廻達支度帳』(龍海寺文書)によれば、この大般若経転読は「村内安全・五穀成就」「火難消除・悪魔退散」を祈念する宗教的目的をもっていた。それが終わると布施料として、村方から例



写115 大般若宝牘



写116 『年中行事簿』(竹野・龍海寺蔵)

年「三拾四匁」が年預に支払われている。いま参考のために、その内訳を左に記すと次のようである(同右)。

一 三拾壹匁 御供・御酒料共也。

内

一 拾貳匁 当ニケ寺布施

□年決定

一 老人布施三匁
宛罷、弟子多キ
時ハ可ニ見合ニ也 弟子等

一 三拾壹匁之外 例年 □

三匁

御経□料

御経主へ納

メ三拾四匁 村方ヨリ年預ニ參ル 年預^ち配ル

一 荆木方ニテも大藏院ニテも御布施、先年^ち三匁宛ニ御座候、

為ニ心得「記レ」之者也。

これによって、年預が三カ寺の寺役に「拾貳匁」の布施料を配分し、そのほか同道の弟子と荆木山(羽入村)の山伏大藏院へも、「三匁」宛の布施を授与するのが恒例であつたらしい。

また、一月十七日には、竹野浜の神通寺太子堂の祭礼がある。前記『年中行事簿』には「兩寺請待致ニ大般若転読」とあり、神通寺と

ともに年中寺役として龍海寺の僧が同道し、大般若経の転読と「五穀成就」の祈禱を勤めている。このほか、十八日は観音菩薩の縁日にあたり、神通寺ほか二カ寺の「廻り月番」(同右)で、この観音会式が行なわれ、当日は村方から多くの参詣でにぎわうのである。

月待行事

とケド

正、五、九月の二十三日晩には、羽入村の金亀院で二十三夜待の行事が行なわれる。同夜、松本・切浜・草飼の三カ村から講中が集まり、「村中祈禱」の目的をもつ「護摩供」(一座)が修される。その行事内容は「子の刻三御月出テ候節、東ノ月ニ向ヒテ線香ヲ立テ三礼、錫杖・観音経・十二天真言等、神号了^{おわつ}テ又本尊ニ向ヒ心経三了ル」というものである(「年中行事」)。先にふれた日待行事が太陽を拜むのに対して、月の出を拜む伝統的民俗信仰を基盤にした行事で、このとき講員は豊作を祈願するのである。

また、一月二十八日から晦日にかけて、草飼・切浜両村では「ケド」(解除)が行なわれる。この「ケド」は真言宗僧侶が檀那の各「イエ」に出向き、荒神(竈)祓を中心に行なう内容の行事である。「ケド」の行事作法について、『年中行事』には、

(上略) 小幣壹本切り、伊^い炬裏ニ立テ、散紙ヲチラシ、
錫杖・心経三・諸真言アラ〜・荒神真言・諸神号
アラ〜ニテ了ル。(後略)

とみえている。現在も竹野町域をふくむ但馬地域の真言



写117 『山内年中行事』
(羽入・両界院蔵)



写118 涅槃図 (羽入・観音寺蔵)

宗僧侶が行なう特色ある行事の一つで、明治三十八年（一九〇五）に羽入村両界院の年中行事を書留めた『山内年中行事』（両界院文書）にも、このケド（解除）の説明に「ケヅリカケキモイリニ配ラセテ廻ル、幣ヲユルリニ立テテ横坐ヨリオガム。」と記されている。

彼岸会と 次に陰暦二月から三月に行なわれる年中行事について、その顕著なものをあげると、まず二月

涅槃会に彼岸会と涅槃会がある。彼岸会の起源は、もと農耕に關係深い太陽崇拜として民間にその起こりが求められる。彼岸の農耕開始に先だって、「先祖の靈の加護」を祈る宗教儀礼が仏教と習合し、近世には各イエの先祖供養の意味を濃厚にしたといわれる（五來重、宗、教歳時記）。そのためこの時期には、仏教各宗派の寺院年中行事として一般化したのが、真言宗寺院側の記録は概して詳しくない。わずかに金亀院の彼岸会について、

本堂二條リ物スベシ
「彼岸 観音読経、当番ニハ初日・中日・終日、香花灯明等」と記されているだけである（「年中行事」）。

これに対し十五日の涅槃会は、神通寺のばあい、先述した三カ寺が寺役として勤め、また涅槃講の「齋」、すなわち共同飲食を神通寺側が用意していた。さらに観音寺においても、前日から観音堂に涅槃像を掛け、花や餅などで莊嚴する。前日の通夜人には夜飯が出され、翌十五日には涅槃会が終わると、羽入村の新左衛門が寄付した「涅槃田徳米」で「齋」

を賄っていた（同右）。これは当時、通仏教的行事の一つである涅槃会の中心が、共同飲食としての「齋」にあり、この共同飲食を媒介として、ムラの講員と真言宗寺院が深い連帯感と信仰を保持していたのである。

正御影供

三月の仏教行事の中心をしめるのは、正御影供である。弘法大師の忌日（二十一日）に、影像を掲げて供養するこの法会は、平安初期から行なわれているが、この大師祥月命日の法会は、同時代には、ただ「御影供」とあり、正御影供と呼ぶ記録は、近世の本山である高野山側の年中行事史料にみえることされ、意外に新しいことが知られる。高野山での法会の中心は、大師の「お衣替え」行事にあり、それは大師の加持力を「その年に更新する」意味があるという（〔日野西真定〕¹、²〔本の聖域〕）。

他方、神通寺や金亀院などの「村の寺」でつとめられる正御影供については、右の法要とともに、既述した「齋」の記述が多い。たとえば前者について、『年中行事簿』に、

廿一日 正御影供、両旦那共齋に付飯持参、（中略）齋こしらえ悔、回向の役三帰を授也。（後略）

とみえている。また、金亀院のばあいも、「廿一日 旦那だんな両村正御影供ノ御大師講致来候」とあり、料理として一汁二菜のほか、平焼・豆腐・大根・ぜんまいなどが用意されていた。そして参集した宇日・松本両村の講員（廿一日講）は、諸人同音に光明真言五十反、大師宝号三十三反を唱えて、この法要が終了すると、次に「齋」に移るのである（〔年中行事〕）。

これも先の涅槃会とおなじく、「お齋」の共同飲食を媒介にして、講員が祖師空海に結縁し、弘法大師信仰を高揚するとともに、「村の寺」との連帯感を深めていたものである。それは、神社祭祀における直会や、民間講行事における講汁と同様の宗教的意義をもっている。つまり、この宗教儀礼としての共同飲食Ⅱ「齋」

は、「わが国の民族的な伝統宗教の中核に存在する」(佐々木孝正「本願寺の年中行事」)もので、神通寺や金亀院などの「村の寺」は、こうした講員の信仰共同体意識を吸収して、真言宗寺院行事の中に取り込み、行事の中心的なものとして実践していたのである。

このほか、二月から三月ごろに、田久日・切浜両村の村堂でも恒例の護摩祈禱が行なわれる。この春の護摩祈禱は、人々の罪穢を護摩の火ではらうとともに、「火難防除」の目的をもっていた(「年中行事」)。しかも両ムラの各イエや個人が行なう行事ではなく、ムラ単位で行なわれたが、これは先に述べた正月の村オコナイ(修正会)や村祈禱と同様、共同体意識に基づいて除災招福・火難防除の祈念を、ムラの宗教的「場」である観音堂などで行なったところに特色があるといえよう。

夏の行事

浜の祇園 陰曆四月から六月の夏の季節には、卯月八日の灌仏会(仏生会・花祭)が行なわれるが、このと祭礼 季節は夏の神社祭礼や前述した日待行事が多い。

神社祭礼については、六月七日に竹野村の八坂神社、同二十四日は羽入村の荆木山の裏山にある愛宕宮(祠)、同二十八日には神通寺の鎮守名越大明神の祭礼が行なわれた。八坂神社は近世に牛頭天王と呼ばれたが、俗に「浜の祇園」の名で人々から親しまれ(「兵庫県神」社誌下巻)、当日は神通寺・龍海寺の住侶による大般若経転読が修された(「年中行事」事簿)。この祇園会祭礼には、すでに元禄年間(一六八八―一七〇四)に祇園講が組織され、竹野村の講だけでなく、美含郡川辺村の講中も祭典に参加したという(「兵庫県神」社誌下巻)。

また、荆木山愛宕宮(祠)の祭礼は、六月二十三日の宵宮の朝、金亀院・両界院から男性が出仕して、神前



写119 精霊棚 (芦谷)

の左に「仮屋」がつくられる。そして同昼から羽入・松本両村の人々が愛宕宮の参詣のため、道作りに登ってくる。翌二十四日の祭礼には、大般若経転読による除災祈禱が行なわれ、羽入・松本・阿金谷の村役人をはじめ、三方村の人々や漁師方などの集会でにぎわたたのである(行事^{〔年中〕})。また六月二十八日の名越大明神の祭礼は、竹野浜神通寺の「大祭礼」とあり(事簿^{〔年中〕})、会式の当日には、神輿がお旅所と本地堂(観音堂)との間を巡行した。また観音堂では祈禱が行なわれ、「天下泰平・五穀成就・万民興楽」(同右)を祈願する竹野村の檀徒や近隣の村民・漁民が参集している。

秋の行事

盆行事

陰曆七月の盆の仏月には、当域の各イエや諸寺院で祖霊祭としての民俗行事や仏教行事がいとなまれる。まず真言宗寺院の例をあげると、朔日に金亀院では、持仏の(仏カ)前(ひカ)にある施餓鬼棚と三界万霊の位牌を直す。また三界万霊の布幡を立て、夜に入ると祖霊や死霊の依代とされる「上燈籠」を掲げる(行事^{〔年中〕})。七日には盆供の施餓鬼幡が寺で拵えられ、神通寺では檀那の卵塔墓(らん)(詣り墓)に盆供の燈籠が灯される。

九日・十日は観音の功德日(本尊の縁日)に相当し、この両日に観音詣をすれば四万六千日の功德の信仰があ

った。そのため観音堂（本尊十一面観音）には、「九日晚観音参詣日」（同右）とあり、宇日・松本・羽入・阿金谷の四カ村から人々が通夜参詣している。また、十日には宇日村の檀那が「先祖へ歳暮詣」りをするために、金亀院に参集するのが恒例であつたらしい。

十二日は相谷村や松本村の「村施餓鬼会」が、それぞれの村堂で勤められる。（「表4039」）。後者のばあい、昼から金亀院・両界院の住侶がムラの薬師堂に同道し、施餓鬼法要の準備が整えられる。施餓鬼棚に笹竹のついた青竹五本を立添え、それに幡をつけ、三界万霊の位牌と水桶などを用意し、両住職が導師として法要を行なう（「年中行事」）。村民が参加する「村施餓鬼法会」は、一般に「けがれ多い新仏の精霊」、あるいは、いまだ浄まつていない「三年忌までの祖霊」を対象として、施餓鬼棚にまねかれて水向供養を行なうのである（五来重「宗」
教歳時記）。祖霊祭としてのムラ共同の祭祀であつた。

他方、十四、五日には「寺施餓鬼法要」が、金亀院や竹野浜浄願寺あるいはその他の諸寺院でいとなまれる。たとえば、観音寺の施餓鬼会には、羽入・阿金谷・松本・宇日・田久日の五カ村から庄屋中が列座し、法会が終わると寺から一汁三菜の料理（「齋」）が振舞われている（「年中行事」）。これも施餓鬼法要が、盂蘭盆会の「魂祭」の中心行事であり、ムラの共同祭祀の姿を示しているといえよう。また、各イエの



写120 施餓鬼会（轟・蓮華寺）



写121 精霊送り (蘇)

祖霊を供養する棚経は、十三日から行なわれ、宇日村について、「家並次第三二十軒余勤、了テ直ニ薬師堂ニ上リ施餓鬼相勤申候」（同右）とみえている。

盆の聖霊送りは十六日に行なわれ、『年中行事簿』にも「早朝茶湯・団子備へ聖霊送り申候」と記されていた。

地蔵盆（地蔵祭）は七月二十三日に行なわれた（「表39」「表40」）。

その一例である羽入村の地蔵祭について、前掲『年中行事』に

一 廿三日晩、羽入村地蔵祭り（中略）、両寺同道ニテ庄屋迄参り、

非時（斎）等了テ、（中略）地蔵堂ニ参り、先三礼、理趣經一・

讚・廻向・地蔵宝号五十反程・光明真言五十反程（後略）。

とみえている。ついで、同村の制札場下にある石地藏尊前でも、おなじく地藏宝号・光明真言などが読誦された。これはいづれも「祖霊の象徴」と信じられた地藏を供養し、人々はムラ共同体の安全を祈ったものと推測される。

伊勢参宮と

国観音巡礼

このほか、盆後に伊勢参宮と、但馬国の本尊巡礼である観音三十三カ所巡りが行なわれている。前者は、伊勢参宮を行なうイエから金亀院住職に道者の道中安全を祈るために、「幣ト注連ト

ヲ切」つてもらうもので、それを俗に「ヲハギ切ル」と称した。民俗的にも大変興味ぶかい儀礼であるが、前記『年中行事』によれば、宇日村のほか、松本・草飼・切浜の三方村からも道中安全の加持の依頼があり、松

本以下三カ村のばあいは、寺から任職が参上して幣と注連を加持したとある。しかし、弘化二年（一八四五）ごろには「段々皆々取りニ参、此方ニテ用意遣ス也」と記されていた。

伊勢神宮という遠隔地にある信仰対象を参拝するのに対して、後者は、但馬国という地域社会内に設けられた西国三十三所観音霊場の巡礼で、「益後、当国観音巡礼有レ之候」（同右）とある。そして金亀院では巡礼者に「冥加錢」として、二錢あて遣わしている。但馬三十三所観音霊場の成立は、南北朝時代の至徳年間（一二三〇―一三〇七）に、城崎温泉寺の清禅和尚が「西国三十三所のじゆんれいになぞらへ」て、但馬国に札所を定め、その後、近世初期の寛文年間（一六六一―一七二二）に、助給道人が再興したという（享保二年五月十八日刊、『但馬三十三所観音順礼記』）。これは但馬国内の西国三十三所の観音信仰が、寛文のころから次第に普及し始めたことを示すものである（日野西眞定『近世における但馬農民の霊場順礼』）。そして、現竹野町域においては、近世後期に一般化した国観音巡礼の様相を前記『年中行事』は記述したものであろう。

荆木山鎮守 八月に入ると、秋の彼岸会のほか、十
八幡宮の祭礼 五日には神社祭礼である荆木山の鎮守
八幡宮の祭礼でにぎわうのである。この荆木山の鎮守八
幡宮は、中世には「若宮八幡大菩薩、毎年放生会ヲも修
申候へ共」と、記録に記されており（永正七年卯月日『目
安 荆木山蓮華寺両寺衆徒等』両界院文書）、この祭礼は崇り



写122 三十三ヶ所霊場
（竹野・ジャジャ山公園内）

やすい「荒魂」、すなわち「若宮」を御霊鎮魂する宗教儀礼であった。しかし、近世後期になると、御霊鎮魂の性格をもつ若宮八幡の放生会は行なわれず、「仏供読経」(行事中)を中心とした祭礼に変質し、人々はこの祭礼に参加して五穀豊穡を祈念するのである。

また秋の終わりにあたる陰暦九月は、稲の収穫の月でもある。そのため当域でも、稲の収穫を先祖や鎮守神に感謝する「収穫祖霊祭」の秋祭が各ムラで盛大に催された。たとえば七日は草飼村の鎮守鏡ノ宮大明神、翌八日は宇日村の三宝荒神、九日は松本村の子守大明神、二十八日は切浜村の三宝荒神などである(「表40」参照)。このほか、奥竹野の各ムラでも、この神社祭礼が盛大に行なわれている。

冬の行事

惣ケド 陰暦十月から十二月の冬の季節の行事としては、十八日に荆木山の観音祭礼、二十四日が同じ

愛宕宮の祭礼である。行事内容は、いずれも当番の寺僧が神前に「香花・灯明」をささげ、読経する(行事中)。また二十八日から晦日にかけては、金亀院住職による檀中の各イエのケド(解除)を行なうのが恒例であった。

そのうち、十二月二十五日から二十七日にかけて、草飼・松本両村では「惣ケド」が行なわれる(「表40」)。ムラ単位に各イエの三宝荒神や小祠などをはらい清めるのであるが、それは新年に各イエの先祖を迎える準備として、歳末の攘災と浄化を祈念する意味があつたと思われる。また、同十七日から二十一日ごろまでに、宇日村では漁師の船中護摩祈禱が金亀院住職によってとり行なわれている。

第五節 孝人・奇特人の賞賜

竹野谷の 江戸時代、「忠・孝」の思想は、為政者の武士に限らず、広く一般社会にまでおよんだ。
賞賜者 敬老・親孝行・正直・奇特・家業農業出精・家内和睦など、為政者は一つ的美徳・模範として

賞賜し、米や鳥目（金銭）の褒美を与えた（「御褒美」分類出。
石澤御用部屋日記）。

こうした人たちは、庄屋・大庄屋の推薦届け出制によった。つまり、

乍レ恐奉二書上一候孝人之覚

一、 竹野村

市兵衛

一、 浜須井村

善 六

右之者共、日頃心得方宜、親共江孝を尽し候ニ付、此段奉二御届一候、以上。

浜須井村

庄屋 五郎左衛門

竹野村

庄屋 万造

慶応三年

卯八月

前書之通、相違無_二御座_一候、以上。

大庄屋 細田平四郎

河野願之助様

(羽入・観音寺蔵)

と、竹野村市兵衛と浜須井村善六を、それぞれの村の庄屋である五郎左衛門と万造が届け出、大庄屋の細田平四郎が確認証明して藩に提出している。また、この細田平四郎の子孫昌家には、推薦届け書類添削下書きも蔵されている。

それでは、竹野谷の賞賜者を、時代順に表41に現わしてみよう。

表41 竹野谷の賞賜者

年	月	日	村名	氏名	理由	賞賜内容	出典
享保十二年	(一七二七)	七月十二日	竹野浜村	太郎市	孝行	終身年々米三石	「仙石家譜」「校補但馬考」
寛政四年	(一七九二)	二月	竹野村	庄屋伊左衛門 女房かつ(四十歳)	姑に貞実、家内和睦	米一俵・米二俵 (寛政十年十二月夫婦へ)	『孝行奇特成者褒美申渡書』 (竹野・永田忠也蔵)
同	同	同	浜須井村	百姓与惣兵衛 (四十五歳)	母孝行	米一俵・米一俵 (寛政十年十二月)	同右『申渡書』
同	同	同	下塚村	庄屋孫右衛門	農業出精・養父母孝	同右	同右『申渡書』

と、大庄屋富森弥吉へ申し渡している。

つまり、武士階級を頂点とする、封建的家父長制社会の秩序確立と、庶民支配の平穏な維持を目差していたことを我々は、はつきり読みとらなければならぬ。

第六節 娯 楽

娯 楽の 江戸時代の庶民は、前述のように数々のきめ細かい厳しい法度の中で、貧しくも苦しい生活をいろいろ しいられていた。その上、度重なる災害と病気が追いうちをかけた。おそらく、その日その日を生きるのが精一杯であつたらう。こうした虐げられた人々にとって、唯一の楽しみは、折々の年中行事やお盆や祭礼時の踊り・地芝居・相撲などであつた。地理的・交通的・気候的に恵まれたとはいえない竹野谷では、その娯楽も限られていたであらう。

『分類出石藩御用部屋日記(出石町)』には、「浄瑠璃・歌舞伎(踊り)、狂言・(地・操り・本)芝居・軍談・盆踊り(見物)・祭礼見物・仏送り見物・曲馬興行・相撲・花火」などが記されており、当時の娯楽の一端が知れる。

この中で、特に相撲と芝居の勧進興行が目立つ。つまり、寺社の造営・再建・修復にかかる経費を勧進興行でまかなつた。また、藩の管理外の庶民自身が負担する自普請たる、道・橋の修復、架け替えの費用を捻出するのである(同前『御用部屋日記』、『出石町史』第三卷・資料編Ⅰ)。

以上は、いわゆる庶民が見て楽しむ娯楽であらう。しかし、これより以上に庶民を楽しませた娯楽があつた。

それは、みずから演じる浄瑠璃・狂言・歌舞伎などの芝居と盆踊り・相撲であった。

歌舞伎・人形 竹野谷で特筆すべきは、現代に語り伝えられている歌舞伎や人形浄瑠璃が、村の祭礼や農閑
浄瑠璃と制限 期に村人たちによって演じられたことである。各村には、例外なく「堂」という舞台があつ

たようで、現存している地区もある。

特に、小城地区には、人形浄瑠璃の小城座があり、江戸末期には、村芝居興行に招かれて、各地に巡業した
ようであるが、明治初期には姿を消した。現在、小城人形の頭を残している（大阪市立博物館寄託）。

村人たちも、最初のころは、歌舞伎や人形浄瑠璃を専門とする一座や太夫を招いて楽しんでいたのであろう
が、その内、彼等から芸を習って（見習う）独立していったのである。つまり、寺社の祭礼の奉納神事であつ
たものが、次第に宗教性とは無関係に、娯楽性が強まり、興行化してくるのであつた。

こうした台本（写本）の一部が、各家に残っている。『弘法大師御一代記』（三原・隆加）、『中将姫物語並当麻
曼荼羅由来』（森・細）、『鈴木主水』（同上）、『太平記』（蔵・他・四冊）などである。

いっぽう、狂言（歌舞伎・浄瑠璃）もこの竹野谷の祭礼によく独立して演じられたようである。これに関し
ての史料が残されていて、庶民の娯楽と当時の為政者である藩の対応が知れる。すこし、史料の引用が長くな
るが列記してみよう。

安永二年（一七七三）八月、轟村蓮華寺、氏子惣代、庄屋が連名の上、大庄屋弥吉の承認をえて、藩に提出
した『覚』（轟・蓮）には、

当寺鎮守八幡宮、当月十五日祭礼ニ付、氏子共往古（よ）狂言致来申候、此度一流被レ為ニ仰出ニ候趣奉レ畏

候、随分輕相勤可レ申候ニ付、是迄之通御免被レ為ニ成下一候様奉ニ願上一候。

右願之通、被ニ仰付一被レ下候ハ、難レ有奉ニ存上一候、以上。

と、派手にならないように狂言をすからと許可を求めている。そして、その場所の確保を林村の役人が、蓮華寺に願ひ出ている（「奉差上」一札之事「文化」十年十月、森・蓮華寺蔵）。林村も、地芝居の盛んであつた所で、いろいろ道具類も昔はあつたと伝えてゐる。

寺屋敷

東西拾間但草場
南北六間右同断

右者、当村氏神祭礼狂言之節入用之儀御座候ニ付、当分之内拝借仕度願上候処、其段御聞届ケ被ニ成下一難レ有奉レ存候、然ル上者被ニ仰付一次第何時ニテも返上可レ仕候、尤此屋敷拝借申狂言之仮屋差置申茂御座候共、仮屋之内ニ神仏石仏并御札等ニ至一切差置申間敷候、為レ其仍而如レ件。

しかし、こつした庶民の数すくない楽しみである狂言なども、藩は禁止するようになる。『奉一指上口上書之覚』（須谷区蔵）には、

氏神祭礼之儀、狂言少し宛致来り候処、御法度厳敷被ニ仰付一候ニ付、近年ハ少シも仕不レ申候、然ル処当年若キ者共心得違ヲ以、当月五日晚催仕候ニ付、銘々共談合其所へ罷出、急度指止メ少シも為レ致不レ申とある。また、安永五年正月の『覚』（森・蓮華寺蔵）にも、

寺社祭礼之節、躍と名付四五之仕形等致候、村方も有レ之由右体之者自然と手前之者共柔弱ニ相成、不行業之其奢たるへくや、相撲等者格別其余躍等可レ為ニ無用一候、常に淨瑠璃（註）三線等ニも限らず惣テ農業之いとなみ之助ニも不ニ相成一様ハ、致レ習之様無レ之儀ニと渡候。

ともある。さらに、年に一度の盆踊りも、「盆踊りの異装禁止触れ」（安永五年七月、変装踊り）、「当盆中踊り堅く無用たるべく、ただし子供はお構いなし」（嘉永七年七月、「分類出石藩御用 部屋日記」出石町）と、次第に締め付けられてくる。つまり、藩ではこうした狂言・人形浄瑠璃・歌舞伎などは軟弱であって、庶民の農業の働きにはすこしの助けにもならないと、誠に一方的というか合理的見方をしている。そして、ついに細見村（現・出石町）では、「氏神祭祀に制禁の歌舞伎等催し罰」（文政元年八月二十三日、「出石町史」第三卷「資料編」第1）として、「手鎖申付候」「追込申付候事」という処罰までされた。

相 撲

さて、こうした統制の強かったものとは異なり、為政者の自と認めるものとして、相撲があつた。これに関しては、民俗編で詳細にふれられるので、ここでは概略するに止めよう。

当時、江戸相撲・大坂相撲の人気力士を、あちこちの大名が抱えていたほど盛んであつた。こうした相撲には、村の祭祀時の神事相撲・奉納相撲・勸進相撲・花相撲、そして草相撲などがあつた。

竹野谷でも、相撲甚句保存会主催により、毎年四月の鷹野神社境内で奉納相撲が行なわれているが、昔は近郷近在から力自慢の若い衆が集まり盛んであつたろう。特に竹野浜は、北前船の商港として栄え、各地を航海していた船員たちが、寄港地で技を磨いて、冬の船止めの間、これら地元の若者たちと力を競い合ったのである。



写123 下り松庄兵衛碑（竹野）

また、船主たちも大坂相撲の巡業を迎えて興行を行なった。こうした中で、力の強い力士や、有名力士が出る
と、船主が化粧回しを贈ったり、有志が世話をして、記念の碑を建立した。ときおり、あちこちの路傍にこう
した碑をみることが出来る。出石藩主召し抱えの力士で、大坂相撲下り松莊兵衛（因幡の人）は、その人柄と
将来を期待され、竹野浜でも人気があつたが、惜しくも早世した。縁者の小林太左衛門は、追悼のため文久三
年（一八六三）八月十三日建碑している（写123）。

また、浜に姻戚のあつた賀嶋崙勘三郎は、勧進相撲で毎年巡業にきて人気があり、勧進元の山本茂左衛門が
明治十五年（一八八二）四月に龍海寺に建碑している（『竹野郷』外史（一）、写124）。なお、この時大坂相撲の甚句が歌い
踊られたが、北前船の船員たちが習い持ち帰った秋田の相撲甚句と合わさつたものとして、独特の郷土色豊か
な「竹野相撲甚句」も今日に伝えられている（『竹野相撲甚
句』竹野相撲甚
句保存会、
兵庫県但馬県民局）。

いっぽう、竹野の興長寺に、江戸相撲の横綱・大関で
あつた雲龍久吉・平石七太夫・階ヶ嶽・響灘立吉の勇壮
な姿を描いた「綿絵」を張り付けた絵馬が奉納されてあ
る。これには、「金毘羅大権現、心願成就、当村重左衛
門内、午年女拜、安政六己未八月下院」と記されている。
この女性の心願がどのようなものであつたか知るよしも
ないが、海の守護である金毘羅大権現への奉納であるか



写124 賀嶋崙勘三郎碑
（竹野・龍海寺境内）

ら、船乗りである主人の重左衛門が、相撲好きで、このような強い力士になってくれることを妻が祈念しているか、航海安全を力士の力強い「力」に託して祈願しているのであろうか。ちなみに、類似例として同寺にはまた、土俵上で取り組みをしている力士を描いた絵馬がある。これには、「奉納、海上安全、越前屋莊治郎、安政四年八月下旬」とある。

その他、後述の旅をしたり、村を訪れる人々との接触なども、庶民にとっては平生の苦しい生活を忘れさせてくれる数すくない楽しみの一つであつたらう。

第七節 庶民の旅

第一節の「厳しい身分制度と制限」、「宗門改と種々の証明書」の項でもふれたように、農民にはできるだけだけ農耕に専念させ、その収穫をより多く上げさせるため、その土地に定着させ、移動を厳しく制限した。つまり、旅に出ることも、他国からの旅人も制限を受けたのである（第七章第二節「村を訪れた勧進者・宗教者」参照）。

そこで、こうした旅行をすることになれば、庄屋が帳面に記載し、藩に届けるといふことになる。椒の富森一雄氏の研究史料の提供（『御法度五人組帳』（他）椒村庄屋文書）に、二、三の「覚」が記されているので紹介しよう。

覚

当村五郎助儀、本寺参りに十五日の逗留にて京都へ遣し申候、則無二相違一罷歸り候、尤五郎助方より証文取置候也。